

## 6 作業主任者一覧表

【労働安全衛生法第 14 条、労働安全衛生規則第 18 条、労働安全衛生法施行令第 6 条】

《掲示場所》作業場の見やすい箇所

《留意点》労働安全衛生法施行令第 6 条において作業主任者を選任すべき作業とされている場合に選任する。

【記載例】 ※定型様式なし、寸法規定なし

### 作業主任者一覧表

作業主任者名称	所属	氏名
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	〇〇建設(株)	〇〇 〇〇
コンクリート破砕器作業主任者	(株)△△組	△△ △△
ガス溶接作業主任者	□□ 建設工業(株)	□□ □□

【公共工事における主要な作業（一部抜粋）】

作業主任者名称	資格種類	選任すべき作業（安衛法 14 条、同法施行令 6 条、安衛則 16 条）
ガス溶接作業主任者	免許	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置（10 以上の可燃性ガスの容器を導管により連結したもの又は 9 以下の連結で水素若しくは溶解アセチレンの場合は 400 リットル以上、他は 1,000 リットル以上）を用いて行う金属の溶接、溶断、加熱業務
特定化学物質作業主任者 (金属アーク溶接等作業主任者※) ※安衛則の改正により 2024.1 追加	技能講習	令別表第 3 の特定化学物質（1 類・2 類・3 類）製造又は取扱（但し、試験研究の取扱業務は除く） 【補足】溶接作業における「溶接ヒューム」が第 2 類物質に該当
コンクリート破砕器作業主任者	技能講習	コンクリート破砕器を用いる破砕作業
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	技能講習	掘削面の高さ 2m 以上の地山の掘削の作業 土止めの支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずしの作業
ずい道等の掘削等作業主任者	技能講習	ずい道等の掘削、すり積み、支保工組立（落盤、肌落防止用）、ロックボルト取付、コンクリート等吹付
ずい道等の覆工作業主任者	技能講習	ずい道等覆工（型わく支保工）組立、解体、移動、コンクリート打設
型枠支保工組立て等作業主任者	技能講習	型わく支保工の組立て、解体の作業（但し、建築物の柱・壁・橋脚、ずい道のアーチ・側壁等のコンクリート打設用は除く）
足場の組立て等作業主任者	技能講習	つり足場、張出足場又は高さが 5m 以上の足場の組立、解体、変更の作業（コンドラのつり足場は除く）
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	技能講習	建築物の骨組み・塔であって高さが 5m 以上の金属製の部材により構成されるものの組立て、解体、変更
鋼橋架設等作業主任者	技能講習	橋梁の上部構造であって金属部材により構成されるものの架設、解体、変更（但し、高さ 5m 以上又は橋梁支間 30m 以上に限る）
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	技能講習	高さ 5m 以上のコンクリート造工作物の解体、破壊
コンクリート橋架設等作業主任者	技能講習	橋梁の上部構造であってコンクリート造のもの架設又は変更（但し、高さ 5m 以上又は橋梁支間 30m 以上に限る）
石綿作業主任者	技能講習	石綿若しくは石綿をその重量の 0.1% を超えて含有する製剤その他の物を取扱う作業、試験研究のため製造する作業

【労働安全衛生規則】

（作業主任者の氏名等の周知）

第十八条 事業者は、作業主任者を選任したときは、当該作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。